

＊北海道公報

発行 北 海 道
編集 総 務 部
法 務 ・ 法 人 局
法 制 文 書 課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

目次ページ

規 則

○北海道みんなの日条例施行規則……………（政策局）	1
○合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税徴収事務委任規則の一部を改正する規則……………（税務課）	2
○知事が保有する個人情報の保護等に関する規則及び事業者が保有する個人情報の保護に関する規則の一部を改正する規則……………（法制文書課）	2
○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例施行規則の一部を改正する規則……………（情報政策課）	3
○特定非営利活動促進法施行条例施行規則の一部を改正する規則……………（道民生活課）	3
○北海道控除対象特定非営利活動法人の指定の手続等に関する条例施行規則の一部を改正する規則……………（道民生活課）	4
○北海道病院及び診療所の人員及び施設等に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則……………（医務薬務課）	5
○北海道指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則……………（障がい者保健福祉課）	5
○北海道児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則……………（子ども子育て支援課）	5
○北海道立都市公園条例施行規則の一部を改正する規則……………（都市環境課）	6

訓 令

○北海道職員の配偶者同行休業に関する規程の一部を改正する訓令……………（人事課）	7
--	---

規 則

北海道みんなの日条例施行規則をここに公布する。

平成29年3月31日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第23号

北海道みんなの日条例施行規則

北海道みんなの日条例（平成29年北海道条例第39号）第3条第1項の規則で定めるもの

は、次の表の左欄に掲げる公の施設に係る同表の当該右欄に定める使用料等とする。

公の施設	使用料等
北海道立オホーツク流水科学センター	北海道立オホーツク流水科学センター条例（平成2年北海道条例第24号）第10条第1項に規定する利用料金
北海道立総合博物館	北海道立総合博物館条例（平成26年北海道条例第91号）第11条第1項に規定する利用料金（同条例別表第2の1の事項(1)及び4の事項に係るものに限る。）
北海道立道民の森	北海道立道民の森条例（平成2年北海道条例第16号）第11条第1項に規定する利用料金（同条例別表第2の工芸館工作室、陶芸館工作室及び森林学習センター（体育館の個人利用の場合の部分に限る。）の区分に係るものに限る。）
北海道子どもの国	北海道立都市公園条例（昭和50年北海道条例第20号）第12条の2第1項に規定する利用料金（同条例別表第4の大型遊戯施設の区分に係るもの、同条例別表第5の1の事項(1)及び(2)並びに3の事項に係るもの（同表第5の1の事項(1)及び(2)に係るものにあつては、デイキャンプの区分に係るものに限る。）並びに同条例別表第6の1の事項に係るもの（デイキャンプの区分に係るものに限る。）に限る。）
北海道立オホーツク公園	北海道立青少年体験活動支援施設条例（昭和48年北海道条例第4号）第11条第1項に規定する利用料金（1人1日につき納めるものに限る。）
北海道立宗谷ふれあい公園	
北海道立ゆめの森公園	
北海道立十勝エコロジーパーク	
北海道立青少年体験活動支援施設 ネイバル砂川	
北海道立青少年体験活動支援施設 ネイバル深川	
北海道立青少年体験活動支援施設 ネイバル森	
北海道立青少年体験活動支援施設 ネイバル北見	
北海道立青少年体験活動支援施設 ネイバル足寄	
北海道立青少年体験活動支援施設 ネイバル厚岸	
北海道立近代美術館（北海道立三 岸好太郎美術館を含む。）	北海道立美術館条例（昭和42年北海道条例第3号）第4条第1項の観覧料（同条例別表第1の1の事項及び2の事項に係るものに限る。）
北海道立旭川美術館	
北海道立函館美術館	

北海道立帯広美術館	
北海道立北方民族博物館	北海道立博物館条例（平成2年北海道条例第5号）第12条第1項に規定する利用料金（同条例別表第1の1の事項(1)及び(2)に係るものに限る。）
北海道立文学館	
北海道立釧路芸術館	

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税徴収事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年3月31日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第24号

合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税徴収事務委任規則の一部を改正する規則

合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税徴収事務委任規則（昭和27年北海道規則第143号）の一部を次のように改正する。

本則中「よる自動車税」の次に「の種別割」を加える。

附 則

この規則は、平成31年10月1日から施行する。

知事が保有する個人情報の保護等に関する規則及び事業者が保有する個人情報の保護に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年3月31日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第25号

知事が保有する個人情報の保護等に関する規則及び事業者が保有する個人情報の保護に関する規則の一部を改正する規則

（知事が保有する個人情報の保護等に関する規則の一部改正）

第1条 知事が保有する個人情報の保護等に関する規則（平成6年北海道規則第97号）の一部を次のように改正する。

第1条の次に次の2条を加える。

（個人識別符号）

第1条の2 条例第2条第1号の2の実施機関が定める文字、番号、記号その他の符号は、次に掲げるものとする。

(1) 次に掲げる身体の特徴のいずれかを電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号であって、特定の個人を識別するに足りるものとして知事が定める基準に適合するもの

ア 細胞から採取されたデオキシリボ核酸（別名DNA）を構成する塩基の配列

イ 顔の骨格及び皮膚の色並びに目、鼻、口その他の顔の部位の位置及び形状によって定まる容貌

ウ 虹彩の表面の起伏により形成される線状の模様

エ 発声の際の声帯の振動、声門の開閉並びに声道の形状及びその変化

オ 歩行の際の姿勢及び両腕の動作、歩幅その他の歩行の態様

カ 手のひら又は手の甲若しくは指の皮下の静脈の分岐及び端点によって定まるその静脈の形状

キ 指紋又は掌紋

(2) 旅券法（昭和26年法律第267号）第6条第1項第1号の旅券の番号

(3) 国民年金法（昭和34年法律第141号）第14条に規定する基礎年金番号

(4) 道路交通法（昭和35年法律第105号）第93条第1項第1号の免許証の番号

(5) 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第7条第13号に規定する住民票コード

(6) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項に規定する個人番号

(7) 次に掲げる証明書にその発行を受ける者ごとに異なるものとなるように記載された知事が定める文字、番号、記号その他の符号

ア 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第9条第2項の被保険者証

イ 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第54条第3項の被保険者証

ウ 介護保険法（平成9年法律第123号）第12条第3項の被保険者証

(8) その他前各号に準ずるものとして知事が定める文字、番号、記号その他の符号（要配慮個人情報）

第1条の3 条例第2条第3号の2の実施機関が定める記述等は、次に掲げる事項のいずれかを内容とする記述等（本人の病歴又は犯罪の経歴に該当するものを除く。）とする。

(1) 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の知事が定める心身の機能の障害があること。

(2) 本人に対して医師その他医療に関連する職務に従事する者（次号において「医師等」という。）により行われた疾病の予防及び早期発見のための健康診断その他の検査（同号において「健康診断等」という。）の結果

(3) 健康診断等の結果に基づき、又は疾病、負傷その他の心身の変化を理由として、本人に対して医師等により心身の状態の改善のための指導又は診療若しくは調剤が行わ

れたこと。

- (4) 本人を被疑者又は被告人として、逮捕、搜索、差押え、勾留、公訴の提起その他の刑事事件に関する手続が行われたこと。
- (5) 本人を少年法（昭和23年法律第168号）第3条第1項に規定する少年又はその疑いのある者として、調査、観護の措置、審判、保護処分その他の少年の保護事件に関する手続が行われたこと。

別記第1号様式中

基本的事項	☐ 個人番号 ☐ 識別番号 ☐ 氏名 ☐ 住所 ☐ 本籍・国籍 ☐ 生年月日・年齢 ☐ 性別 ☐ 電話番号 ☐ ☐	家庭生活 ☐ 家庭状況 ☐ 親族関係 ☐ 婚姻歴 ☐ ☐	資産・収入 ☐ 資産状況 ☐ 収入状況 ☐ 納税状況 ☐ 取引状況 ☐ ☐	思想・信条等 ☐ 思想・信条 ☐ 信教 ☐ 社会的差別の原因となるおそれのある個人情報() ☐
	心身の状況 ☐ 健康状態 ☐ 病歴 ☐ 障害 ☐ 身体の特徴 ☐ ☐			

を

基本的事項	☐ 識別番号 ☐ 氏名 ☐ 住所 ☐ 本籍・国籍 ☐ 生年月日・年齢 ☐ 性別 ☐ 連絡先 ☐ 身体の特徴 ☐	要配慮個人情報 ☐ 人種 ☐ 信条 ☐ 社会的身分 ☐ 病歴 ☐ 心身の機能障害 ☐ 健康診断等結果 ☐ 指導・診療・調剤 ☐ 犯罪の経歴 ☐ 犯罪被害の事実 ☐ 刑事事件に関する手続 ☐ 少年の保護事件に関する手続	家庭生活 ☐ 家庭状況 ☐ 親族関係 ☐ 婚姻歴 ☐	社会生活 ☐ 職業・職歴 ☐ 学業・学歴 ☐ 資格 ☐ 賞罰 ☐ 成績・評価 ☐ 公的扶助 ☐ 趣味・し好 ☐
	個人識別符号 ☐ 身体の特徴を電算化した符号() ☐ 旅券番号 ☐ 基礎年金番号 ☐ 運転免許証番号 ☐ 住民票コード ☐ 個人番号 ☐			

に改める。

（事業者が保有する個人情報の保護に関する規則の一部改正）

第2条 事業者が保有する個人情報の保護に関する規則（平成6年北海道規則第98号）の一部を次のように改正する。

第3条から第5条までを削り、第6条を第3条とする。

附 則

この規則は、平成29年5月30日から施行する。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年3月31日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第26号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例施行規則の一部を改正する規則

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例施行規則（平成27年北海道規則第109号）の一部を次のように改正する。

第2条の見出し中「別表」を「別表第1」に改め、同条中「別表」を「別表第1の」に改め、同条の次に次の1条を加える。

（条例別表第2の規則で定める事務及び情報）

第3条 条例別表第2の1の項の規則で定める事務は、前条第2号、第3号及び第10号に規定する事務とし、同項の規則で定める情報は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第19条の2第1項の小児慢性特定疾病医療費の支給に関する情報とする。

附 則

この規則は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例（平成29年北海道条例第11号）附則第1項ただし書に規定する規定の施行の日から施行する。

特定非営利活動促進法施行条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年3月31日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第27号

特定非営利活動促進法施行条例施行規則の一部を改正する規則

特定非営利活動促進法施行条例施行規則（平成10年北海道規則第140号）の一部を次のように改正する。

第2条の表中「（助成金の支給に係るものに限る。）」及び条例第29条（条例第33条において準用する場合を含む。）の提出書（海外への送金又は金銭の持出しに係るものに限る。）の項を削り、「別記第20号様式」を「別記第19号様式」に、「別記第21号様式」を「別記第20号様式」に、「別記第22号様式」を「別記第21号様式」に、「別記第23号様式」を「別記第22号様式」に、「別記第24号様式」を「別記第23号様式」に改める。

第3条第3号、第5条の見出し及び同条第3号中「仮認定」を「特例認定」に改める。

別記第3号様式末尾欄外（備考）7の事項中「仮認定特定非営利活動法人」を「特例認定特定非営利活動法人」に改める。

別記第4号様式末尾欄外（備考）4の事項中「仮認定特定非営利活動法人」を「特例認定特定非営利活動法人」に改め、同事項(2)中「仮認定」を「特例認定」に改め、同事項(4)中「及び第4項」及び「これらの規定を」を削る。

別記第5号様式末尾欄外（備考）3の事項、別記第5号様式の2末尾欄外（備考）2の事項及び別記第5号様式の3末尾欄外（備考）4の事項中「仮認定特定非営利活動法人」を「特例認定特定非営利活動法人」に改める。

別記第13号様式中「に認定した」を「に認定をした」に、「仮認定の」を「特例認定の」に、「仮認定を」を「特例認定を」に、「仮認定した」を「特例認定をした」に、

「仮認定取消しの有無（取消日）」を「特例認定取消しの有無（取消日）」に改める。

別記第15号様式及び別記第16号様式中「仮認定特定非営利活動法人」を「特例認定特定非営利活動法人」に、「仮認定」を「特例認定」に改める。

別記第17号様式中「仮認定特定非営利活動法人」を「特例認定特定非営利活動法人」に、「仮認定」を「特例認定」に改め、「（その金額が200万円以下の場合に限る。）」を削る。

別記第18号様式中「仮認定特定非営利活動法人」を「特例認定特定非営利活動法人」に、「仮認定」を「特例認定」に改める。

別記第19号様式を削り、別記第20号様式を別記第19号様式とする。

別記第21号様式中「仮認定特定非営利活動法人」を「特例認定特定非営利活動法人」に、「仮認定を」を「特例認定を」に、「に認定した」を「に認定をした」に、「仮認定の」を「特例認定の」に、「仮認定した」を「特例認定をした」に改め、同様式を別記第20号様式とする。

別記第22号様式中「仮認定」を「特例認定」に改め、同様式を別記第21号様式とする。

別記第23号様式中「仮認定」を「特例認定」に改め、同様式を別記第22号様式とする。

別記第24号様式＜裏面＞中「仮認定特定非営利活動法人」を「特例認定特定非営利活動法人」に改め、同様式を別記第23号様式とする。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現に交付されているこの規則による改正前の特定非営利活動促進法施行条例施行規則（以下「改正前の規則」という。）別記第24号様式による身分証明書は、この規則による改正後の特定非営利活動促進法施行条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）別記第23号様式による身分証明書とみなす。

3 この規則の施行の際現に改正前の規則の規定に基づいて作成されている用紙がある場合においては、改正後の規則の規定にかかわらず、当分の間、必要な調整をして使用することを妨げない。

北海道控除対象特定非営利活動法人の指定の手続等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年3月31日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第28号

北海道控除対象特定非営利活動法人の指定の手続等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

北海道控除対象特定非営利活動法人の指定の手続等に関する条例施行規則（平成25年北海道規則第77号）の一部を次のように改正する。

第32条第1項中「第12条第5項」を「第12条第4項」に、「、同条第3項の規定による同項に規定する書類の備置き及び同条第4項」を「及び同条第3項」に改め、同条第2項中「同条第5項」を「同条第4項」に、「第12条第6項」を「第12条第5項」に改め、「及び同条第4項の規定による同項に規定する書類の作成」を削る。

第33条第1項第7号中「（その金額が200万円以下の場合に限る。）」を削る。

第34条中「第12条第6項」を「第12条第5項」に改める。

第35条第5項を削る。

第37条中「別記第9号様式」を「別記第8号様式」に改める。

第38条中「別記第10号様式」を「別記第9号様式」に改める。

第41条中「別記第11号様式」を「別記第10号様式」に改める。

別記第5号様式中「（その金額が200万円以下の場合に限る。）」を削る。

別記第8号様式を削り、別記第9号様式を別記第8号様式とし、別記第10号様式を別記第9号様式とし、別記第11号様式を別記第10号様式とする。

附 則

- 1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の北海道控除対象特定非営利活動法人の指定の手續等に関する条例施行規則別記第5号様式の規定に基づいて作成されている用紙がある場合においては、この規則による改正後の北海道控除対象特定非営利活動法人の指定の手續等に関する条例施行規則別記第5号様式の規定にかかわらず、当分の間、必要な調整をして使用することを妨げない。

北海道病院及び診療所の人員及び施設等に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年3月31日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第29号

北海道病院及び診療所の人員及び施設等に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則

北海道病院及び診療所の人員及び施設等に関する基準を定める条例施行規則（平成25年北海道規則第2号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「法第7条の2第4項」を「医療法第7条の2第4項（同法第30条の12第1項において読み替えて準用する場合を含む。）」に改め、同条第3項中「第3項」を「第3条」に、「又は診療所の病床の設置の許可、」を「、診療所の病床の設置の許可若しくは」に改め、「日前」の次に「又は条例第3条第1項に規定する命令等をしようとする日前」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

北海道指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年3月31日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第30号

北海道指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則

北海道指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則（平成25年北海道規則第38号）の一部を次のように改正する。

第16条第1項及び第2項中「指導員又は保育士」を「児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者」に改め、同条中第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、第2項の次に次

の1項を加える。

3 条例第73条第1項第1号の児童指導員、保育士及び障害福祉サービス経験者の半数以上は、児童指導員又は保育士でなければならない。

第16条の次に次の1条を加える。

（自己評価等を行う事項）

第16条の2 条例第77条の2第3項の規則で定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 指定放課後等デイサービス事業者を利用する障害児及びその保護者の意向、障害児の適性、障害の特性その他の事情を踏まえた支援を提供するための体制の整備の状況
- (2) 従業者の勤務の体制及び資質の向上のための取組の状況
- (3) 指定放課後等デイサービスの事業の用に供する設備及び備品等の状況
- (4) 関係機関及び地域との連携、交流等の取組の状況
- (5) 指定放課後等デイサービス事業者を利用する障害児及びその保護者に対する必要な情報の提供、助言その他の援助の実施状況
- (6) 緊急時等における対応方法及び非常災害対策
- (7) 指定放課後等デイサービスの提供に係る業務の改善を図るための措置の実施状況

第18条第1項中「指導員又は保育士」を「児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者」に改め、同条に次の1項を加える。

3 条例第79条第1項第1号の児童指導員、保育士及び障害福祉サービス経験者の半数以上は、児童指導員又は保育士でなければならない。

第19条中「及び第12条」を「、第12条」に、「まで」を「まで及び第16条の2」に改める。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

北海道児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年3月31日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第31号

北海道児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則

北海道児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（平成25年北海道規則第20号）の一部を次のように改正する。

目次中「情緒障害児短期治療施設」を「児童心理治療施設」に改める。

「第9章 情緒障害児短期治療施設」を「第9章 児童心理治療施設」に改める。

第23条の見出し中「情緒障害児短期治療施設」を「児童心理治療施設」に改める。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

北海道立都市公園条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年3月31日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第32号

北海道立都市公園条例施行規則の一部を改正する規則

北海道立都市公園条例施行規則（昭和50年北海道規則第50号）の一部を次のように改正す

る。

別表1の事項の表使用料の欄中

300円	70円	270円	
310円	70円	290円	

を

60円

60円

に改め、別表2の事項の表使用料の欄を次のように改める。

使 用 料										
北海道立真駒内公園	北海道子どもの国	北海道立野幌総合運動公園	北海道立オホーツク公園	北海道立宗谷ふれあい公園	北海道立ゆめの森公園	北海道立道南四季の杜公園	北海道立十勝エコロジープーク	北海道立噴火湾パノラマパーク	北海道立サンピラーパーク	北海道立オホーツク流水公園
920円	470円	1,050円	610円	700円	580円	740円	560円	660円	830円	800円
60円	30円	70円	40円	50円	40円	50円	40円	50円	60円	60円
680円	340円	770円	450円	520円	430円	540円	410円	490円	620円	590円
60円	30円	70円	40円	50円	40円	50円	40円	50円	60円	60円
130円	70円	150円	90円	100円	80円	110円	80円	90円	120円	110円
340円	170円	380円	220円	260円	210円	270円	210円	240円	310円	290円
680円	340円	770円	450円	520円	430円	540円	410円	490円	620円	590円
340円	170円	380円	220円	260円	210円	270円	210円	240円	310円	290円
270円	140円	310円	180円	200円	170円	220円	160円	190円	240円	230円
680円	340円	770円	450円	520円	430円	540円	410円	490円	620円	590円

50円	30円	60円	30円	40円	30円	40円	30円	40円	50円	50円
680円	340円	770円	450円	520円	430円	540円	410円	490円	620円	590円
170円	80円	190円	110円	130円	100円	130円	100円	120円	150円	140円

別表3の事項の表使用料の欄中

960円	210円	230円
90円	20円	30円
960円	210円	230円

を

890円	180円	220円
90円	20円	30円
890円	190円	230円

に、

60円	30円
-----	-----

60円

を

50円	20円	60円
-----	-----	-----

に改める。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

訓

令

北海道訓令第2号

本 庁
出 先 機 関

北海道職員の配偶者同行休業に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成29年3月31日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道職員の配偶者同行休業に関する規程の一部を改正する訓令

北海道職員の配偶者同行休業に関する規程（平成26年北海道訓令第6号）の一部を次のように改正する。

別記第1号様式中「☐配偶者同行休業の期間の延長（2、3及び5に記入）」を「☐配偶

者同行休業の期間の延長（2、3及び5に記入）（☐再度の延長）」に、

「
（ ）
」を

「
（ ）
（ ）
」に、

「
既に承認された配偶者
同 行 休 業 の 期 間
年 月 日から 年 月 日まで
」を

「
既に承認された配偶者
年 月 日から 年 月 日まで、
」

同行休業の期間（うち、期間の再度の延長の場合における
当初の配偶者同行休業の期間 年 月 日まで）に改め、

同様式末尾欄外（注）４の事項を同（注）５の事項とし、同（注）３の事項中「期間を」の次に「初めて」を加え、同事項を同（注）４の事項とし、同（注）２の事項を同（注）３の事項とし、同（注）１の事項の次に次の１事項を加える。

２ 期間の再度の延長を申請する場合には、「２ 申請に係る配偶者」欄の「外国滞在事由」欄の最上欄の括弧内に、当該延長が必要な事情を記入すること。

附 則

この訓令は、平成29年３月31日から施行する。